

院内感染対策指針

初回作成日 1987 年 6 月 30 日

改訂 2013 年 9 月 26 日

改訂 2015 年 12 月 18 日

改訂 2025 年 5 月 16 日

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧・終息を図ることは医療機関の義務である。

(株)日立製作所日立総合病院（以下「当院」とする）においては、本指針により院内感染対策を行う。

※医療関連感染とは、患者が医療機関で治療を受けている間に感染症に罹患する感染症(入院時既にあった感染は除外、入院後48時間以降に発症した感染症)、または治療に必要な処置や医療器具の使用に伴い発生する感染症。

2. 院内感染対策組織の設置

- 1) 院内感染対策に関する諸施策の構築と、その実施を実効あるものにするため感染対策委員会を設置する。感染対策委員長は、感染管理責任者とし毎月1回会議を開催し院内感染対策を推進する。
- 2) 院内の感染対策に関連した問題解決に対する支援・介入、職員および委託業者への院内の感染予防に関する教育・研修等にあたるため、病院管理センタに感染管理推進室を設置する。

3. 職員への周知と遵守率向上への取り組み

感染対策委員会およびICT(感染対策チーム)は、以下の方法で職員への周知・介入を行い、全職員の協力の下に院内感染対策の推進に努める。

- 1) 院内感染対策研修会等の教育機会を通して、全職員の感染対策に関する知識・意欲を高める。
- 2) 定期的な院内ラウンドおよび院内各種サーベイランス等を活用し、現場における感染対策の現状調査および結果のフィードバックを行う。
- 3) 現場の職員が必要な感染対策を実践できるよう必要な支援を行う。
- 4) 職員の職業感染(流行性ウイルス性疾患、針刺し・切創および皮膚・粘膜曝露、結核)予防対策を行う。

4. 院内感染発生時の対応

院内感染が発生した場合、あるいはその兆候を発見・察知した場合には、職員は速やかに感染の拡大防止策を講じるとともに感染対策委員長に報告し、対策について指示を受けるものとする。

5. 患者等の感染防止への参加・協力

- 1) 患者・家族等（以下「患者等」とする）へは、職員等に準じて手洗い・手指消毒の徹底、マスク着用などの感染対策に努めるよう協力を依頼する。
- 2) 流行性疾患や耐性菌等のアウトブレイク発生時等は、感染拡大防止のため患者へ必要な検査が出来るよう協力を依頼する。

6. 患者等への情報提供および説明

- 1) 本指針は、患者等が閲覧できるように病院のホームページに掲載する。
- 2) 患者等には、疾病の説明とともに感染防止の基本について説明し理解を得た上で感染対策の協力を求める。

7. 来院者および患者等へ向け院内感染対策の取り組みについて下記を掲示する

入院患者さん、ご来院の方へ

院内感染防止対策について

当院では院内感染防止対策として、以下のような取り組みを行っています。

1. 感染管理推進室に、専従の感染管理者を配置しています。
2. 感染対策に関する専門的な知識を持った医師・看護師・薬剤師・検査技師を中心とした感染対策チームを作り、週1回各部署を巡回して、感染対策の実施状況を確認しています。
3. 感染対策チームは、院内感染症の発生状況を調査し現場への指導を行って感染拡大を予防しています。
4. 抗菌薬の適正使用に関する取り組みを行って、薬剤が効きにくい細菌の発生を予防しています。
5. 全職員を対象とした感染対策研修会を年2回開催し自己研鑽に努めています。
6. 感染防止対策に関する最新の知見に基づいた手順書を作成し、全職員が遵守するように心がけています。
7. 地域の医療機関からの感染対策に関する相談を受け、また合同の検討会を開催するなど、地域ぐるみの感染対策の向上に貢献しています。
8. 感染症が発生した場合、感染拡大防止のため検査をお願いすることがあります。その際は、検査へのご協力をお願いいたします。

日立総合病院長

※掲示場所：本館1階受付ロビー、病棟スタッフステーション前

以上